

社会福祉法人小清水町社会福祉協議会役職員旅費並びに会議等実費弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、職務のため旅行する役員及び職員(以下「役職員」という。)に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 役職員が公務のため旅行した場合には、旅費を支給する。

(旅行命令)

第3条 出張は、会長が発する出張命令によって行わなければならない。

2 会長は、業務の円滑な遂行を図るため必要があり、かつ、旅費の支出が可能である場合に限り出張命令を発することができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、バス賃、日当、宿泊料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ、旅客運賃より支給する。

3 船賃は、水路旅行について路程に応じ、旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ、旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く)旅行について路程に応じ、1 km当りの定額を支給する。但し、公用車による旅行の場合は、車賃を支給しない。

6 バス賃は、バス旅行について路程に応じ、旅客運賃により支給する。

7 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当りの定額により支給する。

8 宿泊料は、1夜当りの定額を上限として実費の宿泊料を支給する。

(旅費の請求)

第5条 旅費(概算払に係る旅費を含む)の支給を受けようとする者は、旅費請求書を会長に提出するものとする。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該出張の完了後、速やかに当該旅費の精算をしなければならない。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法により計算することができる。

第7条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のための現に要した日数による。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金、特別急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、急行料金及び座席指定料金
- (2) 特別急行料金を徴する線路による旅行の場合には、特別急行料金及び座席指定料金

(船賃)

第9条 船賃の額は、鉄道賃の例による。

(航空賃)

第10条 航空賃の額は、旅行命令者が航空便の利用を認めた場合であってその額は、現に支払った旅客運賃の額による。

第11条 バス賃の額は、現に支払った旅客運賃により支給する。

第12条 車賃、日当、宿泊料の額は、別表1に定めるところによる。

(会議等実費弁償)

第13条 本会理事・監事・評議員及び各種委員が会務のため会議等に出席した場合は、次のとおり実費弁償を支給する。

- (1) 実費弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、バス賃、日当、宿泊料とする。
 - (2) 車賃、日当、宿泊料の額は、別表2に定めるところによる。
 - (3) 旅費は、最も経済的な経路及び方法により計算する。
- 2 町内旅行の場合における車賃支給に関する路程の計算は、別表3による。
 - 3 会長の日常業務等にかかる費用弁償については第1項及び第2項の規定により算定し、予算の範囲内で支給するものとする。

(補 則)

第14条 この規程に定めなき事項については、会長が小清水町職員の旅費に関する条例等を参考に決定する。

附 則 (平成20年5月19日)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
(社会福祉法人小清水町社会福祉協議会役員等の費用弁償支給規程は廃止する)

附 則 (平成22年3月9日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月2日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から適用する。

別表 1

旅行先	車賃 (1日につき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
町 外	円 政令指定都市 1,500 その他の市 1,000	円 2,000 (宿泊の場合) 1,000 (日帰りの場合)	円 10,000

1. 備考

(1) 車賃については、公用車、借上車利用の場合は除く。

(2) 日当については、網走市、津別町、美幌町、大空町、斜里町、清里町に日帰りの旅行の場合には支給しない。

別表 2

旅行先	車賃 (1日につき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
町 外	円 政令指定都市 1,500 その他の市 1,000	円 2,000 (宿泊の場合) 1,000 (日帰りの場合)	円 10,000
町 内	円 40 (1 kmにつき)	円 —	

別表 3

規程第 13 条で定める運賃実費は次表を参考に積算する。

区 名	定 額
	円
小清水地区	100
泉、萱野全域、共和 1、2、中里 1、美和 2、4、5 地区	200
神浦、水上、上徳全域、共和 3、中里 2、3、4、美和 1、3 地区	400
旭、東野全域、倉栄 1、北斗 3 地区	600
浜小清水 2、3、4、5、倉栄 2、3、北斗 1、2 地区	800
浜小清水 1、南、東、西地区	900
止別地区	1,000

(備考) この定額によりがたいときは、1kmにつき 40 円をもって支給することができる。